平成２１年２月１５日制定

IPC ライセンス登録国内手続き規程

一般社団法人　日本身体障がい者水泳連盟

（目的）

１、一般社団法人　日本身体障がい者水泳連盟（以下「JPSF」と言う）会員登録者であって、２００９年１月から国際パラリンピック委員会（以下「ＩＰＣ」と言う）によって定められたＩＰＣライセンスプログラムに基づいて、国際競技選手として登録しようとする選手の手続きなどを定める

（対象者）

２、IPC ライセンス登録の対象となる選手は次のとおりとする。

（１）　強化指定選手規程等に基づく指定選手

（２）　ＩＰＣ公認の競技会で競技をし、そのリザルトをＩＰＣ公認記録としてＩＰＣランキングに掲載を望む選手

（注）　国際クラスを所持し、そのステイタスがＲかＣ（Ｃ＝従来のＰまたはＰＰ）でないと掲載されません。

（３）　ＩＰＣ公認クラス分け委員によるクラス分けを受検し国際クラスを得ようとする選手

（４）　その他、JPSF「IPC ライセンス登録審査委員会」の指定する選手

（提出書類と許可）

３、IPC ライセンス登録をしようとする選手は、JPSF「IPC ライセンス登録審査委員会」に次の書類を提出し許可を受けなければならない

（１）　IPC ライセンス登録国内手続き申請書

（２）　IPC-SW が登録に必要と定める書類

（提出時期及び期限）

４、提出時期及び期限については、その都度定め、ホームページなどで知らせる

（費用）

５、許可を受けたものは IPC ライセンス登録にかかる委員会で定める費用を指定する期日までに納めなければならない。

（ＩＰＣライセンス登録審査委員会）

６、JPSF 内に IPC ライセンス登録審査委員会（以下「審査委員会」と言う）を設置する。委員は次のものとする。

委員長（常務理事・技術委員長）　１名

副委員長（常務理事・技術副委員長）　１名

委員（理事・地域担当技術委員・会員登録担当など）　５～６名

（登録した選手の責務）

７、登録した選手は、ＩＰＣ公認クラス分けを受検した場合や国際大会などに出場した場合、その結果などを報告しなければならない。

付則　この規定は平成２１年１月から適用する。

附則　平成 21 年 3 月 25 日一部変更

附則　平成２３年２月１２日

名称変更（国際競技選手登録規定→IPC ライセンス登録規定）

附則　平成２３年１２月１５日　字句修正

附則　平成２５年４月８日　法人化に伴う修正等

附則　平成２６年１１月１６日法人英文修正による修正